

京都市教育委員会事務局職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年3月31日

京都市教育委員会  
教育長 在田正秀

京都市教育委員会規則第17号

京都市教育委員会事務局職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

京都市教育委員会事務局職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

第1条中「第2条第3項」を「第2条第4項」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部教職員人事課)